

新潟市旧巻町産業廃棄物不法投棄事案について

事案の概要

・事案の経緯

平成3年3月に中間処理の許可を受けた事業者が、自社の敷地内に産業廃棄物を大量に堆積させ放置するなどした。

・支障等

①特別管理産業廃棄物を含む廃液等が公共用水域に流出するおそれ ②可燃性廃油が落雷等により出火し、火災により廃棄物の飛散流出及び有毒ガスが発生するおそれ ③埋設された燃え殻等が崩落して飛散流出し、公共用水域及び大気中に拡散するおそれ ④地上堆積及び埋設された燃え殻等が飛散流出し、公共用水域及び大気中に拡散するおそれ



<不適正処理現場>
敷地面積:約2.3万m²
投棄量 :約2.6万m³

対策工の概要

事業主体：新潟市

① 場外処分

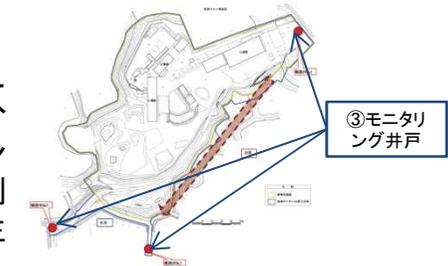
特別管理産業廃棄物を含む廃液等については、場外に搬出し適正に処分する。

② 崩落対策

燃え殻等の崩落のおそれのある部分については、法面を安定勾配に整形し、切り土により除去した燃え殻等は性状確認後、場外に搬出し適正に処分する。

③ 覆土及びモニタリング

地上堆積及び埋設された燃え殻等については、表面露出部分を覆土する。また、モニタリング井戸により地下水の水質を測定して、今後、地下水汚染が生じないことを確認する。



行政対応・責任追及

・行政対応

本事案に係る検証では、①早期に厳格な実効性のある対応をとらなかったこと②組織的に対応できる人的体制がとられなかったこと③行政処分をはじめとした強い措置の不足が指摘されている。これに対し、市として、①危機管理意識の徹底②組織体制の確立③監視技術の向上④行政権限の適切な運用⑤監視体制の強化などについて、再発防止策を講じた。

・責任追及

原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原因者に対して費用の求償を実施する。

スケジュール・費用

	H20	H21	H22	H23	H24
①場外処分	→				
②崩落対策	→				
③覆土及びモニタリング	→				

**平成21年度
事業完了**

事業当初 平成20~21年度 約3億円